## 令和5年度9月分

## 建設•上下水道関係

件 名	道路における休憩設備の整備について
内容	私は広域サロンを運営しており、高齢の利用者から「歩いていて疲れた時にちょっと休息できる椅子が各所にあれば・・・」、「例えばバス停の椅子がもっとあれば」との声をよく聞きます。 設備を増やすことに費用が掛かることは理解していますが、現存の設備をちょっと整備するだけで使える例もあります。 西白井駅前にあるメイツ西白井前の歩道には、休憩用のバータイプの椅子が10個設置されていますが、どれも草に覆われて使用する事ができない状態です。ここは市道に挟まれた県道部分ですが、草刈りなどの整備時によく放置される場所でもあります。 市民からの指摘を受けて市から県へ連絡して、草刈りが行われる様な事が常態化している様に感じています。 この道路は駅前ロータリー出口部分であり、市民のよく利用する道路となっており、県との協議を行い、せっかく設置された設備を市民が有効活用できる様に整備してはどうでしょうか?
回答	メイツ西白井前歩道につきましては、御指摘のとおり椅子に繁茂した雑草が確認できましたので、千葉県印旛土木事務所に定期的な状況確認等を行うよう依頼いたしました。 今後も県と相談しながら市民の皆様が快適に利用できる環境整備に努めてまいります。